

兵庫県公報

平成24年10月9日 火曜日 第2430号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成24年度地籍調査事業計画の変更（農地整備課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○道路の位置指定（建築指導課）	7
○同上（同）	7
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	7
○大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	8
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	9
人事委員会公告	
○身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	9
公安委員会告示	
○機械警備業務管理者講習の実施	11
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	12

告 示

兵庫県告示第1310号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
兵庫県	養父市のうち八鹿町日畑、八鹿町石原、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、畑、三谷、奥米地、大屋町笠谷、大屋町大杉、大屋町蔵垣、関宮、尾崎、吉井、万久里及び大谷	平成24年4月から平成25年3月まで
同上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町竹原野、生野町小野、生野町奥銀谷、生野町円山、生野町口銀谷、石田、多々良木、佐囊、岩津、羽渕、山東町与布土、山東町森、山東町溝黒、山東町喜多垣、山東町粟鹿、山東町柴、山東町一品、山東町大月、山東町柿坪、山東町和賀、山東町田中、和田山町三波、和田山町久世田、和田山町竹田、和田山町白井、和田山町和田、和田山町高生田、和田山町高田、和田山町宮内、和田山町内海、和田山町林垣、和田山町寺内、和田山町室尾及び和田山町秋葉台	同上
同上	加古郡稲美町のうち野寺	同上

同 上	佐用郡佐用町のうち奥金近、才金、乃井野、口長谷、本郷、西下野、奥長谷、淀、下秋里、西徳久及び三ツ尾	同 上
神戸市	神戸市のうち須磨区及び北区	同 上
姫路市	姫路市のうち関、皆河及び朽原	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同 上
明石市	明石市のうち西明石北町	同 上
西宮市	西宮市のうち瓦林町、天道町及び中島町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上塚	同 上
芦屋市	芦屋市のうち浜町及び南宮町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち西野	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町福井、若狭野町出、矢野町能下及び若狭野町下土井	同 上
豊岡市	豊岡市のうち日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結、出石町暮坂、伊賀谷、日高町河江、竹野町川南谷、竹野町森本、日高町久斗、戸牧及び岩井	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋及び御津町苅屋	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同 上
西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、大野、羽安町及び黒田庄町黒田	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち小花及び錦松台	同 上
三田市	三田市のうち横山町、南が丘、西山、天神、屋敷町、川除、三田町、相生町及び対中町	同 上
加西市	加西市のうち上宮木町、青野町、上道山町、繁昌町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち山南町小野尻、山南町小畑、山南町山本、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町大新屋、山南町西谷、柏原町田路、山南町五ヶ野、山南町坂尻及び柏原町母坪	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち広田広田、倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、市善光寺、賀集牛内、福良、北阿万稲田南及び阿万塩屋町	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑及び遠田	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町引原、山崎町小茅野、波賀町日ノ原、波賀町音水及び波賀町原	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち万善、槻並、北田原、紫合及び木津	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち牧野、轟、西山、山口及び大和	同 上

加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、高朝田、宮野、南小田、上小田及び長谷	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち高岡及び田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代及び吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原、村岡区山田及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち千原、竹田及び諸寄	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方、氷上町中、氷上町中野及び氷上町三原、氷上町清住	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉	同 上



兵庫県告示第1311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 神崎郡神河町南小田字峰山1580、1580の1、1580の4、1580の8から1580の10まで、1580の18から1580の20まで、1580の22、1580の27、1580の28、1580の30、1580の33、1580の35、1580の37から1580の40まで、1580の45、1580の49、1580の52、1580の54、1580の57、1580の62、1580の63
- 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1312号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 近藤和之

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	0.3m ³ /分	20m ³ /分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日	着手後10日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	8時30分～20時30分 12時間			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.3～7	6.3～7	3～8	3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	10	300以下	300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	190以下	190	300以下	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	150以下	150	300以下	300
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	20以下	20	200以下	200
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	10.8以下	10.8	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	31.5以下	31.5	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	100以下	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	200以下	200
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10以下	10	2以下	2	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	2.88	2.88	0	0.1	

備考 特定施設から出る汚水等の処理は外部業者に委託するとともに、間接冷却水以外は下水道接続しているため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3) 580		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1、2) 581, 582		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3) 583	
12m ³ /分		16枚/日・基		800g/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		着手後7日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		24時間連続		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
3～8	3	2.3～7	2.3	12～14	14
300以下	300	10以下	10	10以下	10
300以下	300	10以下	10	120以下	120
300以下	300	13,000以下	13,000	100以下	100
200以下	200	100以下	100	34以下	50
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
100以下	100	—	—	—	—
200以下	200	—	—	—	—
2以下	2	3以下	3	1以下	1
0	0.1	0/基	0.02/基	0.05	0.1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年10月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第1313号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24丹波位置 0002号	24. 9. 25	篠山市池上字横川434番2の一部、435番の一部	6.00	35.87



兵庫県告示第1314号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24淡路位置 0004号	24. 9. 25	洲本市上物部一丁目1013番5、1013番6の一部、1031番1、1031番3の一部、1031番4の一部、1031番1地先里道、1031番1地先水路	5.30	6.00
			4.45	21.28
			4.10	14.52
			4.00	1.17

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年10月9日

中播磨県民局長 玉田 尋三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ網干南店
所在地 姫路市網干区新在家土井の内1350ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩本 隆雄
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩本 隆雄
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年5月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,736平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
50台
 - (2) 駐輪場の収容台数
73台
 - (3) 荷さばき施設の面積
70平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
18.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年9月19日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年10月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年2月12日
 - (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成24年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 岩端ショッピングセンター
所在地 姫路市岩端町106番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,888平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成23年1月24日
- 5 届出年月日
平成24年9月18日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表加古川市の項中

「

社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園	同 市別府町新野辺538—9
----------------------	----------------

」

を

「

社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園	同 市別府町新野辺538—9
特別養護老人ホーム 尾上の郷	同 市尾上町池田830—1

」

に改める。

人事委員会公告

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成24年10月9日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

職種	採用予定人員	勤務先
事務職（初級）	5名程度	1 本庁各課、地方機関等 2 警察本部、警察署等 3 教育委員会事務局、県立高等学校等 4 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

3 試験日及び試験地

(1) 第1次試験

ア 試験日

平成24年11月21日（水）

イ 試験地

神戸市内及び姫路市内

(2) 第2次試験

別途決定する。

なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に実施する。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。

(2) 第2次試験

口述試験

個別面接の方法により行う。

5 合格者の発表

(1) 第1次試験

別途決定する。

なお、応募者が少ない場合は、第2次試験の発表日に発表する。

(2) 第2次試験

平成24年12月7日（金）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に郵送により通知する。

6 申込手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「身体障害者請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000073.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成24年11月9日（金）頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成24年11月9日（金）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成24年10月11日（木）午前9時から同月22日（月）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成24年10月11日（木）から同月26日（金）まで（必着）

ウ 持参による場合

平成24年10月11日（木）午前9時から同月31日（水）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (内線 5920、5921)
(078) 362-9349 (直通)

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第305号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年10月9日

兵庫県公安委員会
委員長 橋本猛伸

1 講習の種別、実施期日等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施期日

平成24年11月12日（月）から同月15日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成24年10月15日（月）から同月26日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 受付定員

40人

4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

5 申込時の提出書類

(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書1通

(2) 顔写真を貼付した履歴書1通

6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第306号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成24年8月7日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成24年10月9日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
川 田 陽太郎	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
東 井 美知子	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
梅 谷 榮 一	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
本 間 和 典	明石警察署の管轄区域